

消防救第297号
令和3年8月23日

各都道府県知事 殿
(各都道府県消防防災主管部(局)長)

消防庁次長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る周産期医療提供体制の確保への対応について

消防機関における新型コロナウイルス感染症への対応については、これまでも、的確な対応をお願いしているところです。

こうした中、令和3年8月17日、千葉県において、自宅療養中の新型コロナウイルス感染妊婦が自宅で早産となり、新生児が死亡するという大変痛ましい事案が発生いたしました。

厚生労働省及び総務省からは、現在の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況などを踏まえ、同様の事案の再発防止のため、

- 「新型コロナウイルス感染症に係る周産期医療の着実な整備について」(令和3年8月23日付け医政発第16号厚生労働省医政局長通知)(別添1参照。以下「8月23日付け厚生労働省通知」という。)
- 「新型コロナウイルス感染症に係る周産期医療の着実な整備及び医療提供体制の確保への対応について」(令和3年8月23日付け総行政第186号総務省新型コロナウイルス感染症対策等地方連携総括官通知)(別添2参照。)
- 「新型コロナウイルス感染症患者に関する妊娠の有無の届出の徹底等について」(令和3年8月23日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)(別添3参照。以下「8月23日付け厚生労働省事務連絡」という。)

が発出されました。

貴職におかれましては、上記通知及び事務連絡、並びに下記事項に留意の上、より迅速かつ円滑な移送・搬送体制の確保に努めていただくよう、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して、この旨を周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 受入れ可能な医療機関に関する情報について

新型コロナウイルスに感染した妊産婦が産科的緊急処置を必要とした場合に受入れ可能な医療機関リスト及び当該リストに掲載された医療機関における空き病床状況（以下「医療機関リスト等」という。）について、「8月23日付け厚生労働省通知」において、「都道府県消防防災主管部局等を通じて各消防機関に共有いただきたい」とされていることを踏まえ、各消防機関において、都道府県消防防災主管部局等から積極的に取得すること。

当該リストについては、定められた時及び内容に変更が生じた都度、空き病床状況については、日々、適切な頻度で取得すること。

2 提供された情報の活用について

消防機関における新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」（令和2年2月4日付け消防消第26号消防庁消防・救急課長、消防救第32号消防庁救急企画室長通知、令和2年5月13日一部改正）中の記2（2）及び（3）で、「新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者であることが判明した場合は、直ちに保健所等に連絡し、対応を引き継ぐこと。」とされているが、新型コロナウイルスに感染した妊産婦に係る救急要請時に、産科的緊急処置が必要であると判断した場合には、保健所等への連絡も併行しながら、各消防機関においても即時に、上記医療機関リスト等の情報を活用して受入れ医療機関の選定を開始すること。また、選定後は、ただちに保健所等と情報共有を図ること。

3 周産期医療協議等への参画について

「8月23日付け厚生労働省通知」において、「周産期医療協議会等に消防機関等の関係者の参画を求めることについて、検討いただきたい」とされていることを踏まえ、消防機関としても積極的に参画すること。

4 妊娠中の新型コロナウイルス感染症患者の情報について

「8月23日付け厚生労働省事務連絡」において、「妊娠中の新型コロナウイルス感染症患者の情報について、あらかじめ、保健所や消防機関等の中で共有しようとする地方公共団体においては、保健所が当該患者に対して健康観察や疫学調査等を行う際に、消防機関など地域の関係者と情報を共有することがある旨、患者の理解及び同意を得ること等により、円滑な情報共有を図ることが考えられること」とされており、各消防機関においても留意すること。

【問合せ先】

連絡先 消防庁救急企画室

担当 伊藤理事官、小塩専門官、岡澤補佐、石田係長

TEL：03-5253-7529

FAX：03-5253-7532

E-mail：kyukyuanzen@soumu.go.jp



